

鶴岡市立朝陽第一小学校

学校いじめ防止基本方針

ダイジェスト版

令和6年

いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、学年・学級など一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

① 未然防止の取組

すべての教育活動を通して行うものだが、特に本校の特色ある教育活動である「図書館活用教育」「致道しぐさ」「縦割り活動」を通して心を育てるとともに、子どもたちの自主的な活動を促す。

② いじめの早期発見

（１）早期発見のための基本的な考え方 ～見えるいじめを見逃さない、見えにくいいじめに気付く努力と工夫～

いじめに対する認識→いじめを許さない学校と学級づくり→組織的な校内巡視の実施→児童会を中心とした自主的な取組→実態把握のためのアンケート等の実施

（２）早期発見のための具体的な組織的対応の推進

学校教職員の情報ネットワークの強化、児童や保護者が相談しやすい環境づくり

③ いじめ発生の場合の適切な対応

（１）いじめ対応の基本的な流れ

【いじめの認知】→【正確な実態把握】→【指導方針】→【児童への指導・支援】→【保護者との連携】
→【今後の対応】 ※必要に応じて関係機関との連携

（２）いじめ発見時の緊急対応

【把握すべき情報】→児童の個人情報取り扱いに十分配慮を

- ◆誰が誰をいじめているのか？《被害者と加害者の確認・人数等》
- ◆いつどこで起こったのか？《時間と場所の確認》
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？《態様と内容》
- ◆いじめのきっかけは何か？《背景と要因》

（３）いじめと認知した場合の対応

いじめられた児童及びその保護者への対応と支援、いじめた児童への指導及びその保護者への助言、いじめが起きた集団への指導、ネット上のいじめへの対応を行い、解決までいじめを受けた児童のケアを継続する。

重大事態の定義

- ・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
【●自殺を図る、●身体に重大な傷害を負う、●金品等に重大な被害を被る、●精神性の疾患を発症する】
- ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

※ 児童や保護者から「いじめられていて重大事態に至った」という申立てがあった場合には、十分な調査等を実施した上で、いじめを起因とする重大事態か否かを判断する。

1 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生したと判断した場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、「いじめ対応委員会」を設置する。
- ③ 事実関係を明確にするための調査を実施するとともに関係機関との連携を適切に図る。
- ④ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。
- ⑤ 上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑥ 情報の共有及び提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮し、関係者の個人情報にも十分な配慮を行う。

2 調査結果の報告

- ① 調査内容は逐次、鶴岡市教育委員会へ報告し、指導助言を得る。調査結果の最終報告は、文書をもって報告する。
- ② 調査により明らかになった事実関係と学校がどのように対応したかについて、いじめを受けた児童やその保護者に対し丁寧に説明する。学校として管理上の責任等があった場合は誠意をもって謝罪する。
- ③ 在校生及び保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ④ 報道機関への情報提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、校長または教頭が適切に提供する。

学校評価と教員評価の活かし方

- ・ 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
- ・ 日頃より、いじめの実態把握に努め、児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
- ・ いじめ防止基本方針について、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
- ・ いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されているか。
- ・ 日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等をしているかどうか評価する。学級の実態に基づく評価結果を踏まえ、その改善に取り組んでいるかどうか評価する。

◇学校いじめ防止基本方針の正式なものは、学校HPに掲載しております。

https://www.city.tsuruoka.lg.jp/kyoiku/gakko/shisetsu/choyo_es1/index.html